

4. 生命保険団体契約制度

岡山県医師会(本会)と主要生命保険会社とは、保険料の団体月掛取扱に関する契約を結んでおりますが、この制度について概略をご説明します。

1. 対象 本会の会員(開業・勤務を問わず)を契約者とした個人・法人契約が対象となる。
2. 保険料は本会において会員指定の口座より引き落とし、またはその他の所定の方法で徴収し、一括して所定の期日までに保険会社へ支払う。
3. 保険料率は、普通保険料率より割安の団体保険料率が適用になる。
4. 保険会社が保険契約者に支払う社員配当金は、本会が取り次ぐ。
5. 会員が本会を退会したときは、この取扱の適用からはずされる。
6. 団体取扱事務を本会が代行することにより、保険料の100分の3が事務費として本会へ支払われる。

契約の内容は保険会社によって多少の差はありますが、制度の概要はほぼ以上の通りです。

保険会社としては集金の手数が省けるため、その分を団体保険料率および事務手数料として保険契約者、本会のそれぞれへ還元する仕組みになっておりますから、できるだけご利用されるようお勧めします。

令和2年10月現在この契約を交わしている生命保険会社は次の通りです。

日本生命、第一生命、大樹生命、住友生命、富国生命、A I G、明治安田生命
アメリカンファミリー、SOMPO ひまわり生命保険 以上9社

この制度の利用申し込みは、生命保険加入時に各生命保険会社支社もしくは代理店へ申し出てください。

◆ 委細は本会福祉部へお尋ね下さい。